

医 第 1 8 6 6 号

令和6年10月25日

県内医療機関の長 様

千葉県健康福祉部医療整備課長

(公印省略)

千葉県勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業補助金交付要綱の留意
事項について（通知）

本県の医療行政につきましては、日頃から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年10月25日付け医第1810号で通知しました「千葉県勤務医の
労働時間短縮に向けた体制整備事業補助金交付要綱」の留意事項について、別紙のとおり
通知します。

交付要綱の留意事項

「千葉県勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業補助金交付要綱」で用いる用語の定義については、以下のとおり。

1 対象医療機関の要件（別表1）

（1）地域医療勤務環境改善体制整備事業

- ① 「救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間1,000件以上2,000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関」で規定する「地域医療に特別な役割がある医療機関」とは、「救命救急センター」又は「救急告示病院・診療所」をいう。
 - ② 「救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間1,000件未満の医療機関のうち、夜間・休日・時間外入院件数が、年間500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関」で規定する「地域医療に特別な役割がある医療機関」とは、「救命救急センター」又は「救急告示病院・診療所」をいう。
 - ③ア 「周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合」とは、以下のいずれかに該当する医療機関をいう。
 - A 周産期母子医療センター
 - B 前年度における救急車等の受入件数に占める小児患者の割合が50%以上である医療機関
 - C 精神科救急医療体制整備事業における精神科救急医療施設に指定されており、かつ前年度における夜間・休日の措置入院及び緊急措置入院の対応を年間12件以上行っている医療機関
 - ③イ 「脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって、一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合」とは、以下のいずれかに該当する医療機関をいう。
 - D 前年度における超急性期脳卒中加算のレセプト件数が25件以上である医療機関
 - E 前年度における経皮的冠動脈形成術の算定回数が60件以上である医療機関
 - F 高度のがん治療を行う専門病院
 - G 極めて高度な手術・病棟管理を要する移植医療を行っており、かつ前年度において移植医療の実績がある医療機関
 - H 申請時点で児童精神科又はそれに相当する診療科を標榜している医療機関
 - I 感染症法第36条の3第1項の規定により県と医療措置協定を締結している医療機関
 - J 保健医療計画の「医療機関別機能一覧」に掲載されており、かつ当該分野の診療実績がある医療機関
- ※D及びEの実績については、申請年度において病床機能報告により県へ報告する前年度4月から3月までの1年間における実績とする。

- ④ 「在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関」とは、「機能強化型（単独型）在宅療養支援病院」又は「機能強化型（単独型）在宅療養支援診療所」をいう。
- ⑤ 「診療報酬により地域医療体制確保加算を取得している場合」とは、補助金の交付対象期間の開始時点で当該加算の算定を開始している場合又は補助金の交付対象期間中に新たに当該加算の算定を開始する場合をいう（交付決定日から 3 月 31 日までの間に新たに当該加算の算定を開始したときは、補助対象ではなくなるため、交付決定を取り消す）。

（２）勤務環境改善医師派遣等推進事業

- ① 「特定機能病院、地域医療支援病院、救命救急センター、周産期母子医療センター、地域がん拠点病院等の地域医療に特別な役割がある医療機関」で規定する「等」とは、「地域がん診療病院」をいう。
- ② 「地域医療の確保に必要な医療機関であって、5疾病5事業で重要な医療を提供している医療機関」とは、以下のいずれかに該当する医療機関をいう。
- A 前年度における救急車等の受入件数が1,000件以上である救急告示病院・診療所
 - B 前年度において、休日又は夜間・時間外に受診し、診察後直ちに入院となった患者延べ数が計500件以上である救急告示病院・診療所
 - C 前年度における救急車等の受入件数に占める小児患者の割合が50%以上である医療機関
 - D 精神科救急医療体制整備事業における精神科救急医療施設に指定されており、かつ前年度における夜間・休日の措置入院及び緊急措置入院の対応を年間12件以上行っている医療機関
 - E 前年度における超急性期脳卒中加算のレセプト件数が25件以上である医療機関
 - F 前年度における経皮的冠動脈形成術の算定回数が60件以上である医療機関
 - G 高度のがん治療を行う専門病院
 - H 極めて高度な手術・病棟管理を要する移植医療を行っており、かつ前年度において移植医療の実績がある医療機関
 - I 申請時点で児童精神科又はそれに相当する診療科を標榜している医療機関
 - J 感染症法第36条の3第1項の規定により県と医療措置協定を締結している医療機関
 - K 保健医療計画の「医療機関別機能一覧」に掲載されており、かつ当該分野の診療実績がある医療機関

※A、B、E、Fの実績については、申請年度において病床機能報告により県へ報告する前年度4月から3月までの1年間における実績とする。

- ③ 「在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関」とは、「機能強化型（単独型）在宅療養支援病院」又は「機能強化型（単独型）在宅療養支援診療所」をいう。

2 対象事業の要件（別表1）

（1）地域医療勤務環境改善体制整備事業・地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

「医師の労働時間短縮に資するものに限る」とは、医師労働時間短縮計画に基づく取組のうち、医師の労働時間の短縮に直接効果があることを説明可能なものをいう（計画に基づく環境整備事業であっても、医師の労働時間の短縮に直接効果が認められないものは対象としない）。

（2）勤務環境改善医師派遣等推進事業

- ① 「診療を直接の目的として行う業務に従事する非常勤医師」とは、労働基準法第141条第1項に規定する「特定医師」をいい、血液センター等の勤務医や産業医、健診センターの医師等は対象としない。
- ② 「県医療審議会医療対策部会において承認されたもの」とは、交付申請に先立ち、県が別に調査した結果に基づき、部会で承認を受けた派遣元医療機関から派遣先医療機関に対する医師派遣をいう。

3 対象経費の要件（別表3）

（1）地域医療勤務環境改善体制整備事業・地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

- ① 対象経費から除外する「雇用2年目以降の職員に係る人件費（雇用に必要な給与等）」とは、前年度以前に新規雇用した職員に係る給料、報酬、諸手当、共済費などをいう。ただし、直接勤務時間の縮減に効果があると認められる特殊勤務手当等は対象経費に含めることができるものとする。なお、「雇用2年目以降」への該当については、雇用契約などの形態ではなく、実態で判断するものとする（例えば、同一人物に対する単年度の雇用を2年続けて行う場合は、「雇用2年目以降」とみなす）。
- ② 「資産形成経費」とは、有形固定資産及び無形固定資産の取得に要する経費をいう。

（2）勤務環境改善医師派遣等推進事業

- ① 「直近の決算数値」とは、原則として、申請日の属する年度の直前の会計年度の決算書に記載の決算額をいう（例えば、3月末決算の法人の場合、令和6年度に申請する場合は、令和5年4月から令和6年3月までの1年間の決算書に記載の決算額を用いる）。
- ② 「人件費（医療職）」とは、決算書に記載の人件費総額を医療職の人数で按分して算出したものをいう（人件費総額×医療職数÷病院の職員総数）。なお、「医療職」とは、個別法に基づく医療関係の資格職として雇用している者をいう。

医療関係資格の例：医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、精神保健福祉士

③ 「その他経費」とは、決算書に記載の福利厚生費、旅費交通費、通信費、消耗品費、消耗器具備品費の合計額を医師数（非常勤医師を含む）で按分して算出したものをいう（福利厚生費等の合計額×医師数÷病院の職員総数）。

④ 上記②、③の按分に用いる人数は、決算年度内時点の人数とする。また、実人員数又は常勤換算人数のいずれも可とするが、職員総数、医療職数、医師数ともに、同じ方法で集計したものをを用いること。なお、各種統計調査により定期的に人数を集計しているものがあれば、当該統計数値を用いることとし、該当する集計がない場合は、会計年度末時点の人数とする。

4 対象となる事業の例

（１）資産形成に係るもの

医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度の対象となる以下の勤務時間短縮用設備など

- 例１）労働時間管理の省力化・充実に資する勤怠管理や勤務シフト作成を行うための設備等（ＩＣカード、タイムカード、勤怠管理ソフトウェア、勤務シフト作成支援ソフト 等）
- 例２）医師の行う作業の省力化に資する設備等（書類作成時間の削減のためのＡＩ音声認識ソフトウェア、バイタルデータの入力・管理を自動化するためのベッドサイドモニターなどの設備 等）
- 例３）遠隔医療を可能とする設備等（スマートフォンで電子カルテを閲覧できるシステム 等）
- 例４）医師からタスクシフト／シェアをする医療従事者の業務量の削減に資する設備等（患者の離床センサー、バイタルデータの入力・管理を自動化するための予診用設備 等）

（２）その他のもの

- ・医師の業務をタスクシフト／シェアするための医師事務作業補助者、看護補助者等の医療専門職支援人材、医療専門職の新規雇用
- ・医師の労働時間短縮に向けた具体的な取組等を検討するために必要となる外部支援（専門的アドバイザー等）の活用に必要な費用 等

5 その他申請に当たっての留意事項

「千葉県勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業補助金交付申請書（別記第１号様式）」の６（３）又は「千葉県勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業補助金実績報告書（別記第４号様式）」の４（２）で添付を求める「その他参考となる書類」については、別添「添付資料（その他参考となる書類）一覧」に記載のとおりとする。

添付資料（その他参考となる書類）一覧

1 地域医療勤務環境改善体制整備事業

(1) 申請時

- ・ 医師労働時間短縮計画（特定労務管理対象機関であって G-MIS 登録済のものから変更がない場合は省略可）【全医療機関共通】
- ・ 児童精神科等を標榜していることが分かる資料（施設概要やホームページの写し等）【対象医療機関の要件（事業計画書の要件2）でHを選択した場合】
- ・ 大学病院改革プランの写し【大学病院本院の場合】
- ・ 支出予定額の根拠資料（見積書、契約書案、カタログなど）【全医療機関共通】

(2) 実績報告時

- ・ 申請年度に報告した病床機能報告（報告様式1の②施設票）のうち「施設全体の最大使用病床数」の報告数が分かるページの写し（対象医療機関の要件（事業計画書の要件2）で「精神科救急医療施設かつ前年度の夜間・休日の措置入院・緊急措置入院が12件以上」を選択した場合を除く）【全医療機関共通】
- ・ 申請年度に報告した病床機能報告（報告様式1の②施設票）のうち「救急車の受入件数」の報告数が分かるページの写し【対象医療機関の要件（事業計画書の要件1）で①を選択した場合】
- ・ 申請年度に報告した病床機能報告（報告様式1の②施設票）のうち「休日に受診した患者延べ数のうち、診察後直ちに入院となった患者延べ数」「夜間・時間外に受診した患者延べ数のうち、診察後直ちに入院となった患者延べ数」「救急車の受入件数」の報告数が分かるページの写し【対象医療機関の要件（事業計画書の要件1）で②を選択した場合】
- ・ 申請年度に報告した病床機能報告（報告様式2）のうち「超急性期脳卒中加算（レセプト件数）」の報告数が分かるページの写し【対象医療機関の要件（事業計画書の要件2）でDを選択した場合】
- ・ 申請年度に報告した病床機能報告（報告様式2）のうち「経皮的冠動脈形成術（算定回数）」の報告数が分かるページの写し【対象医療機関の要件（事業計画書の要件2）でEを選択した場合】
- ・ 支出額の根拠資料（労働条件明示書・労働契約書など雇用関係が分かる資料及び賃金台帳など支給額が分かる資料、契約書・納品書・請求書など実施内容が分かる資料及び振込明細書など支出したことが分かる資料）【全医療機関共通】

2 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

(1) 申請時

- ・ 医師労働時間短縮計画（特定労務管理対象機関であって G-MIS 登録済のものから変更がない場合は省略可）【全医療機関共通】
- ・ 基幹型臨床研修病院の指定証の写し【基幹型臨床研修病院の指定を受けている場合】
- ・ 専門研修プログラム認定証の写し（認定を受ける全領域分）【専門研修基幹施設の場合】
- ・ 大学病院改革プランの写し【大学病院本院の場合】
- ・ 支出予定額の根拠資料（見積書、契約書案、カタログなど）【全医療機関共通】

(2) 実績報告時

- ・ 申請年度に報告した病床機能報告（報告様式 1 の②施設票）のうち「施設全体の職員数」の報告数が分かるページの写し【全医療機関共通】
- ・ 申請年度に報告した病床機能報告（報告様式 1 の②施設票）のうち「施設全体の最大使用病床数」の報告数が分かるページの写し【全医療機関共通】
- ・ 支出額の根拠資料（労働条件明示書・労働契約書など雇用関係が分かる資料及び賃金台帳など支給額が分かる資料、契約書・納品書・請求書など実施内容が分かる資料及び振込明細書など支出したことが分かる資料）【全医療機関共通】

3 勤務環境改善医師派遣等推進事業

(1) 申請時

①派遣元医療機関で準備するもの

- ・ 直近の決算書の写し（経常利益相当額の算出に用いた決算額が分かる箇所）【全医療機関共通】

②派遣先医療機関に提出をお願いするもの

- ・ 医師労働時間短縮計画（特定労務管理対象機関であって G-MIS 登録済のものから変更がない場合は省略可）【全医療機関共通】
- ・ 児童精神科等を標榜していることが分かる資料（施設概要やホームページの写し等）【対象医療機関の要件（事業計画書の要件 2）で H を選択した場合】

(2) 実績報告時（派遣先医療機関に提出をお願いするもの）

- ・ 申請年度に報告した病床機能報告（報告様式 1 の②施設票）のうち「救急車の受入件数」の報告数が分かるページの写し【派遣先医療機関の要件（事業計画書の要件 2）で A を選択した場合】
- ・ 申請年度に報告した病床機能報告（報告様式 1 の②施設票）のうち「休日に受診した患者延べ数」「夜間・時間外に受診した患者延べ数」「救急車の受入件数」の報告数が分かるページの写し【派遣先医療機関の要件（事業計画書の要件 2）で B を選択した場合】
- ・ 申請年度に報告した病床機能報告（報告様式 2）のうち「超急性期脳卒中加算（レセプト件数）」の報告数が分かるページの写し【派遣先医療機関の要件（事業計画書の要件 2）で E を選択した場合】
- ・ 申請年度に報告した病床機能報告（報告様式 2）のうち「経皮的冠動脈形成術（算定回数）」の報告数が分かるページの写し【派遣先医療機関の要件（事業計画書の要件 2）で F を選択した場合】